

洛和メディカルスポーツ京都丸太町の 利用料金は医療費控除の対象となります

＜当施設で医療費控除の対象となるもの＞

メディフィット	パーソナル	酸素室
健康管理料 利用料	30分コース	全て

◆注意◆

「運動処方箋」発行以降の日付の領収書が控除対象となります

※手続き前に利用されていた分は対象外となります

控除可能な対象

- 医師の運動療法処方に基づいて運動を行う
- 運動療法は概ね週1回以上の頻度、8週間以上の期間行う など

控除の流れ

- ① ＜医療機関＞ 医師より運動療法が適当と判断した場合、「運動療法処方箋」を発行
- ② ＜運動施設＞ 「運動療法処方箋」を提出し、運動療法を開始・継続
- ③ ＜運動施設＞ 「運動療法実施証明書」を交付
- ④ ＜医療機関＞ 処方箋発行医師に提出し署名・捺印
- ⑤ ＜税務署＞ 確定申告の際、「領収書」と「運動療法実施証明書」を提出

＜医療機関＞ 丸太町リハビリテーションクリニックなど

＜運動施設＞ 洛和メディカルスポーツ京都丸太町

処方箋期限：発行後1年

※1年に1度手続きが必要です

医師による「運動療法処方箋」の発行をご希望される方

併設する丸太町リハビリテーションクリニックにて診察・処方箋等の
発行手続きを行うことが可能です ※詳細は裏面

指定運動療法施設

洛和メディカルスポーツ京都丸太町

075-802-9030

京都市中京区車坂町12

七本松丸太町下ル

医療費控除手続き手順

手続き	詳細	費用	場所・担当
① 説明を受ける	詳細を確認する ※利用頻度、所得などにより還付金額が手続きにかかる費用を下回る可能性があります		リハビリ棟 フィットネススタッフ
② 事前問診	スタッフの質問に答える		リハビリ棟 フィットネススタッフ
③ 診察予約	事前問診表など書類を提出し予約を取る		外来棟 利用者自身
④ 受診	運動療法が適当と判断した場合、「運動療法処方箋」を発行(即時)	処方箋 発行料 (2,200円) +診察料	外来棟 医師
⑤ 処方箋提出	処方箋は当施設にて保管		リハビリ棟 フィットネス受付
⑥ 運動	週1回、8週以上継続して運動します ※利用にかかった費用の領収証は原則再発行ができませんのでご注意ください	各利用料	リハビリ棟
⑦ 書類発行	「運動療法実施証明書」発行 (翌年1月)	1,100円	リハビリ棟 フィットネス受付
⑧ 確定申告	確定申告時に書類提出 ①運動療法実施証明書 ②各種領収証		税務署

医療費控除の対象は、「⑤処方箋提出」が完了した日付からの領収証となります

ご希望される方はまずフィットネススタッフへご相談ください